

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について

令和7年8月
消防庁危険物保安室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の改正に伴い、同法を引用している危険物規則、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「危険物告示」という。）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和48年通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第1号。以下「石油パイプライン告示」という。）の関係条項について所要の整備を行う。

1. 改正内容

保安距離に係る規定の整備【危険物規則第11条、危険物告示第32条及び石油パイプライン告示第30条関係】

障害者総合支援法の改正に伴い、危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等、移送取扱所の配管及び石油パイプラインの導管が一定の距離を確保しなければならない施設に、就労選択支援の用に供する施設を加えることとする。

2. 施行期日

令和7年10月1日から施行する。